

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理事および監事（以下「役員」という。）の報酬、手当、退任手当および旅費について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤役員報酬（以下「役員報酬」という。）の月額はその経歴、勤続年数、職務内容等を勘案して下表の月額を超えない範囲で会長が定める。

役職名	報酬月額
会長	700,000円
専務理事	680,000円
常務理事	660,000円
常勤理事	640,000円
常勤監事	620,000円

- 役員報酬は、就任した月から退任する月まで、月額にて支給し、支給方法等は職員の給与規程に準ずるものとする。
- 横浜市外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱に該当する常勤役員は要綱に定める年収限度額を超えることはできない。
- 非常勤役員報酬は、理事会又は監事会への出席の都度、15,000円を限度として支給する。（横浜市職員が役員に就任している場合は支給しない。）
ただし、支給額は会長が定める。
- 監査を業とする者（公認会計士）が非常勤監事として会計監査を行う場合は、300,000円を限度として支給する。
ただし、支給額は会長が定める。

(手当)

第3条 常勤役員には前条の役員報酬のほか、期末手当、役員手当および通勤手当を支給する。

- 期末手当の額は、横浜市行政職職員の支給率に準じ会長が定める。
- 役員手当の額、支給方法については会長が定める。
- 通勤手当は、職員の通勤手当支給規則に準じ支給する。

(退任手当)

第4条 常勤役員の退任時には退任手当は支給しない。

(退任記念品代)

第5条 非常勤役員の退任時には退任記念品代を支給することができる。

(旅費)

第6条 常勤役員が職務を行うために要する費用は、交通費、日当および宿泊料とし、その額は旅費規程の定めるところにより支給する。

附則

- 1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年3月24日に改正し、平成29年6月26日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年3月13日に改正し、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和4年3月11日に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和5年3月10日に改正し、令和5年4月1日から施行する。